

<ご利用料金>

令和3年4月1日 改訂

入居一時金	3,500,000円（5年償却） / 一時金なし 毎月62,000円	
敷金	300,000円（退居時に滞納家賃及び居室の原状回復費用を除き全額返金）	
毎月のご負担金	家賃	A:78,000円 B:75,000円 C:72,000円
	食費	64,470円（30日） 喫食数で請求 朝食615円 昼食691円 夕食691円 間食152円
	光熱費	21,388円
	共益費	10,000円
	管理費	27,000円
介護保険一部負担金	介護保険負担割合証に記載されている割合による（1割、2割、3割）	
手厚い介護費	要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 30,000円 40,000円 46,000円 51,000円 51,000円 51,000円 51,000円 入居者数に対する職員の配置基準が国で定められている割合[入居者3:職員1]に対し、 [入居者2:職員1]の割合で職員配置をしていることで頂戴する料金。 (介護付き有料老人ホームにのみ認められている料金)	
その他費用	医療費 理美容費 おむつ代 個人の嗜好品購入 外出付き添い など	

★ 介護保険一部負担金・手厚い介護費 … 介護度によって金額に変動あり。（単位数）

要介護度	①基本報酬	②夜間看護体制加算	③医療機関連携加算	④サービス提供体制強化加算	⑤科学的介護推進体制加算	⑥介護職員処遇改善費	⑦介護職員特定処遇改善費	⑧認知症専門ケア加算（該当者のみ）	⑨看取り介護加算（該当者のみ）
要支援1	182/日	-	80/月	22/日	40/月	8.2%	1.80%	3/日	死亡日以前 4～30日 ⇒144/日
要支援2	311/日	-							31日～45日 ⇒72/日
要介護1	538/日	10/日							死亡日前々 日、前日 ⇒680
要介護2	604/日	10/日							死亡日 ⇒1280
要介護3	674/日	10/日							
要介護4	738/日	10/日							
要介護5	807/日	10/日							

★『上記単位数に地域単価(神戸市は10.54)を乗じた金額』に、『介護保険負担割合証に記載されている割合分』をお支払い頂く。

★ 1ヶ月(30日)の
介護保険一部負担金(上記①～⑤)

要介護度	金額		
	1割	2割	3割
要支援1	7,015円	14,029円	21,043円
要支援2	11,745円	23,003円	34,504円
要介護1	19,988円	39,420円	59,130円
要介護2	22,284円	44,011円	66,017円
要介護3	24,719円	48,811円	73,216円
要介護4	26,945円	53,263円	79,895円
要介護5	29,345円	58,063円	87,094円

- ①基本報酬の単位数×日数
- ②特定施設夜間看護体制加算 ※要支援の方は加算なし
24時間緊急連絡体制確保による加算(10単位/日)×日数
- ③特定施設医療機関連携加算
毎月主治医に身体状況を報告、指示を仰ぐ等、医療機関との連携を確保していることへの加算(80単位/月)。
- ④サービス提供体制強化加算
介護職員の介護福祉士資格取得率(70/100以上)もしくは勤務10年以上介護福祉士(25%以上)による加算。
- ⑤介護職員処遇改善費/介護職員特定処遇改善費
介護職員処遇改善加算介護職員の賃金改善費としての加算。
総単位数の8.2%/1.8%。
- ⑥認知症専門ケア加算 ※該当者のみ
認知症高齢者日常生活自立度ランクⅢ以上の方が占める割合が入居者総数の1/2以上(当施設であれば17名以上)。
- ⑦看取り介護加算 ※該当者のみ
当施設で看取り介護をさせて頂く時につく加算。
ご逝去された日より遡って45日を加算の上限とする。

★ 介護保険一部負担金には月々の負担に上限があります(「高額介護サービス費限度額」)。
超える分は手続きの上返金があります。